

## これまでの議論の要旨

1 ごみステーション管理のあり方について			
	現状（委員からの報告内容）	市の取り組み及び考え方	改善に向けた意見・要望
①	<p>ステーションの設置者及び管理者、市や市民の責務が明確に規定されていない。</p> <p>住民の善意による清掃や管理に頼っており、そのような住民が不在の地域で散乱が見られる傾向にある。</p>	<p>法令や一般廃棄物処理実施計画で市や市民の責務を規定している。</p> <p>ステーションの設置や管理は、長年にわたり衛生総連合会を中心とした地域で自主的に行っている。</p> <p>また、市としても、こうした地域の活動を支援するため、ステーション管理補助制度を設置するとともに、必要に応じてアドバイスや指導等を行っている。</p> <p>法令に設置者、管理者を明確に規定し、責任の所在を明らかにすることで、40 年にわたり市と地域が築き上げてきた信頼関係が崩壊することを危惧している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に設置者及び管理者を規定し、責任ある管理制度を構築すべきである。</li> <li>・法令等で明確に管理者を決めた場合、本当に地域としてやっていけるのか疑問である。管理者に重責がかかり、なり手がいなくなることも考えられる。今まで善意でやってきたものが崩れる可能性がある。地域単位で細かなルールを定められる仕組みを検討してはどうか。</li> <li>・模範的な活動を行なう住民を表彰するなどモチベーションを保つための取り組みを検討してはどうか。</li> </ul>
②	<p>排出時間が一律に午前 8 時 30 分までとされているが、ステーションによって収集時間がまちまちであり、収集時間が遅いステーションほどカラス等により散乱しやすい傾向にある。</p>	<p>排出者は、収集日当日の午前 8 時 30 分までに指定袋に入れてステーションに持ち出す。</p> <p>地区ごとに収集時間を設定することは、共働き世帯等の各家庭の事情、ごみ量や天候、交通量等によって時間が前後することなどの課題があるため、処理計画において必要最小限のルールとして「収集日の朝 8 時 30 分」と定めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余裕のある人は収集時間に合わせてごみ出しができるよう、地域ごとに概ねの収集時間を告知し、排出締切時間を地域ごとに指定することを検討する。</li> </ul>

(3)	<p>家からステーションまでの距離や対象戸数が基準を超えていくと思われるステーションが見受けられる。</p>	<p>ステーションの場所については、地域が決定している。市は、安全性や車両の通行などの視点から、位置や規模についてアドバイスを行う。</p> <p>ステーションに関する要望（規模、距離、統廃合など）については、その都度、丁寧に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の少子高齢化に対応するため、引き続き、住民の要望に対し、相談、支援に努めてほしい。</li> </ul>
(4)	<p>ごみの量に対し明らかにネットが小さいと思われるステーションが見受けられる。</p>	<p>ネットについては、地域の申請により無償貸与（1ステーション1回限り）や購入助成を実施している。</p> <p>貸与後にネットの大きさが適切でない場合は、追加で貸与を行うなどの対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正当な理由があれば、再度無償貸与するなど条件を緩和する必要がある。衛生協会への補助金の存在を知らない住民もいるので、清潔に保つために活用すべきである。</li> <li>ごみ袋の販売益などの財源により補助制度を充実すべきである。</li> </ul>
(5)	<p>収集後、生ごみの汁が残り不衛生である。</p>	<p>指定袋については、製造前のサンプル検査、納入時の抜き打ち検査などを行い、強度の確保に努めている。</p> <p>環境情報誌などを活用して、生ごみの水切りをPRしている。</p> <p>収集時も、水分の流出やごみの飛散がない収集を徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収集作業員により簡易な防臭処理を行ってほしい。</li> <li>水を切るための器具の普及を促進したり、「市民いっせい雑がみ回収グランプリ」のようなイベントやキャンペーンで啓発することも一考の価値がある。</li> </ul>

## 2 ごみ出しルールについて

	現状（委員からの報告内容）	市の取り組み及び考え方	改善に向けた意見・要望
①	ネットを使用する責務が法令等に規定されていない。	<p>条例に、廃棄物を持ち出す所定の場所を清潔にしておく義務があると規定されている。</p> <p>ネットを使わずに散乱対策を行っている地域、ネットが不要といった地域もあり、市内一律の対応とはしていないが、散乱防止に効果があるため、市としては、その普及に努めている。</p> <p>また、昨年度に実施したステーション実態調査の結果や市民通報等に基づき、散乱が見られるステーションに対して、散乱原因に応じたきめ細かな対策に地域とともに取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>違反者に対する指導の根拠として、ネットの使用を法令等に明記すべきである。</li><li>市はきめ細かな対策を非常に良くやっていると感じる。引き続ききめ細かに対応していただきたい。</li><li>地域単位で細かなルールを定められる仕組みを検討してはどうか。</li></ul>

②	<p>ネットをかぶせない、ネットの上に置いていくなどのマナー違反が見られる。</p>	<p>ルール違反やマナーの悪いステーションに対し、環境センターによる啓発看板の設置や、パトロールを実施している。</p> <p>違反ごみについては、違反ごみシールを貼付し、収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>散乱防止には、集積容器や金網の囲いがあるステーションが有効であるため、導入促進に向け、市は積極的に取り組むべきである。</li> </ul>
③	<p>収集日以外、または収集日前日からごみを出す。一般ごみステーションに資源化ごみを出す。分別をしないで出す、などのマナー違反が見られる。</p>	<p>しない。違反が繰り返される場合は開封調査を行い、排出者が特定できれば訪問し、直接指導を行う。排出者が特定できない場合は、地域と協力して周辺住民に啓発チラシを配布している。</p> <p>また、昨年度に実施したステーション実態調査の結果や市民通報等に基づき、散乱が見られるステーションに対して、散乱原因に応じたきめ細かな対策を地域とともに取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発の看板やパトロールについては、引き続き取り組んでほしい。また、通報先の電話番号を明記するなどの工夫も必要である。</li> <li>個人のモラル・マナー向上のためには、若年層向けの教育、啓発が必要であり、小中学校の授業で取り上げることも有効である。</li> <li>資源化ステーションを順次増やしてほしい。</li> </ul>
④	<p>自治会未加入者にルール、マナー違反者が多い傾向がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会に加入しているか否かに関わらず、地域の一員としてステーションを清潔に管理しなければならないという意識の啓発が必要である。</li> </ul>
⑤	<p>おもに単身者向けや学生向けの集合住宅のステーションにおいてルール、マナー違反が多い。</p>	<p>管理会社等と協力して、ポスターの掲示を行う、また、管理者にステーションの移設を要請するといった対応を行っている。その他に、市外からの転入者への指定袋と「分別大事典」の配布、大学新入生へのごみの出し方に関するチラシの配布や学校での説明、不動産業者を通じた啓発チラシの配布などの啓発を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合住宅のエレベーター内や掲示板に注意書きを掲示してもらうなど、入居者への啓発について、管理者やオーナーへの協力依頼を積極的に行う。</li> </ul>

(6)	具体的な収集曜日が法令等に規定されていない。	<p>現行の収集日は市が設定し、これを衛生総联合会と調整したものである。また、これを衛生総联合会が地域住民に周知した経緯がある。</p> <p>地域の要望があれば、収集曜日等を記載した「ステーション掲示幕」を配布している。</p> <p>町丁ごとの収集日については、市ホームページにて掲載している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に収集曜日を記載していないのは不備である。収集日以外にごみを排出したり前日からごみを排出するなどの違反者に対する指導の根拠として、法令等に明記すべきである。</li> </ul>
(7)	トラブルになるため、ルール違反者に対し注意できない。	<p>ルール違反者に対しては、住民間のトラブル防止のため、市が指導を行っている。</p> <p>再三の指導に従わない者に対しては、条例に基づき勧告、改善命令を行うことができ、また、最終的には警察の協力のもと、廃棄物処理法に基づく不法投棄として罰則の適用もできる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反者には市が指導するという方針を周知すべきである。</li> <li>・住民がすみやかに通報できるよう、掲示物や看板に電話番号を明記するなどの工夫が必要である。</li> </ul>
(8)	他地域の住民が通勤途上などに排出していく。	<p>他地域からの持ち込みはルール違反である。隣接ステーションのほうが近いなどの事情があれば地域で協議し解決するようにしている。</p> <p>市外からの持ち込みについては、開封調査により排出者の特定ができれば、当該市町に指導を依頼している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域からの持ち込みについて明確な規定がないため、ルール、マナー違反という認識を持たない人が多い。また、認識はあるが、通勤などの都合上、隣接他地域のステーションに排出する人もいる。地域で解決できないで実際に困っている住民がいるのであれば、法令等に遵守事項として明記することも検討すべきである。</li> </ul>
(9)	事業系ごみが家庭ごみステーションに排出されている。	<p>開封調査により排出者が特定できない場合は、周辺事業所を 1 軒 1 軒訪問し、排出状況を確認する。</p> <p>民間の収集業者と契約をするように指導し、その後の契約状況の確認もする、といった対応を行っている。</p> <p>その他、業界団体を通じた啓発チラシの配布を行い、事業所からの適正な排出の啓発を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する制度周知と指導を徹底する。</li> </ul>

⑩	ステーションをごみ捨て場所だと いう認識を持っている人に違反者が 多い。	_____	・ステーションはごみ捨て場ではなく、回収場所、仮置き場である という意識改革のための啓発活動が必要である。
---	--	-------	--

3 その他			
	現状（委員からの報告内容）	市の取り組み及び考え方	改善に向けた意見・要望
①	認知症などが原因で収集日が認識 できない場合がある。	平成 26 年度から、一人暮らしの高齢者等を対象にふ れあい収集を開始した。	・地域の見守りで対応できない場合は、ふれあい収集制度など市 施策の活用を検討する。
②	収集日にごみがステーションに積 まれている景観は、カラスにとって は、餌場が並んでいるように見えるの ではないか。	_____	・一般ごみを今以上に減量するため、分別、再資源化の今以上の徹 底に取り組んでほしい。